

第二次大戦前後の教育法規と問題点

工藤市兵衛

On the problems of Educatinal laws and regulations in the epoch erstwhile the Second World War

Ichibei Kudo

We will discuss thoroughly changes and transitions of essential qualities in educational laws, especially the educational system.

第二次大戦前後の教育法規とその本質についての
論究している。

第二次大戦前後の教育法規と本質

工藤 市兵衛

第一節 一、教育勅語のもとで（勅令下）の教育法規

①。我国の近代的な教育制度は明治五年八月二日に出された学制にはじまる①。

この学制を出すにあたり、被仰出書（おおせいだされた者）と言う布告が出されて居り、当時としては大変進歩的なことが主張されている②。この学制が公布されてのち大体明治六年頃から各地に学校が開かれ始めた。

しかしそこで教えられる内容は修身は、日本道徳と儒教道徳、又国史は歴代天皇の編年史で人民の生活とかけはなれた内容であったと言う③。又もう一つの特性は所謂勅令主義がとられていたことである④。

それにしても敗戦（昭和二〇年）以前の我国の教育と法の特質は、絶対主義的な天皇制国家権力によって強行的につくられたことに由来している。日本の近代的な教育制度は、一八七二（明治五・八・三）年の「学制」によって発足した。「学制」は、フランスの教育行政制度やアメリカの学校制度を模して構想され、国民皆学を期する画期的なものであった。しかし、この政策は、教育を人民の権利として人民によって担われるべき事業として構想するものではなく、維新政権の富国強兵・殖産興業の国策に役立つ教育をつくりだすためのものであった。したがって政策的に創出された教育と法は、それまでの社会において営まれていた民衆の教育的環境とは全く断絶していたばかりでなく、民衆の教育要求や意識を無視して権力的に強制された。「学制」はその外見上の進歩性にもかかわらず、本質的に人民の教育要求にたいして敵対的であったから、民衆

の激しい抵抗にさらされた。さらにそれを助長したのが一つは徴兵令の発布（明治六年）もう一つは地租改正条例の発布（明治六年）だった。国民大衆はこの一連の政策に反抗して各地で立ち上り、明治六、七年ごろから全国各地に焼き打ち事件がもち上った⑤。

「学制」の壮大な教育計画は、政府の強力な推進にもかかわらず破綻した。そこで明治一二年九月、新しい「教育令」によって、アメリカの制度にならった「より自由な」「改正教育令」に改められるが、これも翌年には再び国家的強制を軸としたものに改められた。これは当時勢いをまじつあつた自由民権運動への対応と関係している。このように、当時の政権の不安定さを反映して教育政策は動揺し、戦前における教育と法の体制が固まるのは、明治一三年代の後期から明治二三年代にかけてである⑥。

戦前の階級的な差別・選別の複線型学校体系は、明治一九年森有礼による小学校・中学校・帝国大学・師範学校という各学校別の「学校令」制定によって基本的に成立した、戦前の教育法制の特質である。教育立法は天皇の勅令の形式で行うというもので、前年に発布された大日本帝国憲法（明治憲法）のきわめて制限された立憲主義さへも教育には適用しないという「憲法上の一大変例」の慣行であった。これによって教育政策にたいする国民の発言は制度的に閉ざされた。教育の内容の根本は「教育勅語」（明治二三年発布）によって定められた。勅語は形式はないが、天皇の「聖諭」ということで動かすことのできぬ教育の大方針が定められた。教育法規や行政的な施策において教育勅語の「主旨に沿う」

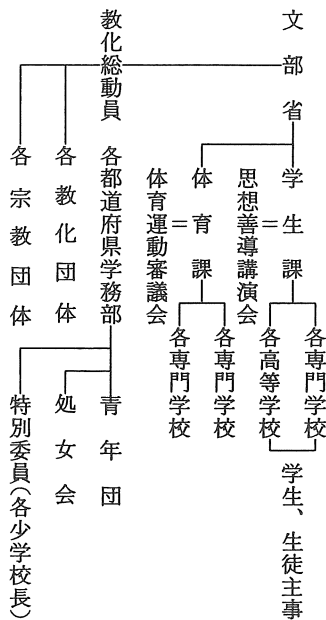
べきことを規定することによって、「教育勅語教育体制」をつくりあげた。その前年の二二年には「御真影」（明治天皇の写真）が全国の小学校に配布され二四年一月には教育勅語が配られ、それ以来教育は天皇の名において行われることになり、教育は天皇へ奉仕するものとなったとみることができる。このような教育のあり方を現実化するためには、教師が国家の定めた教育方針と教育内容を忠実に実践することが必要である。それは教師から真理をつかむ力を奪い、国家（権力）の命に従順な性格を養うことによって可能になる。明治一五年六月「小学校教員心得」が發布された⑦。教師の人格におよぶ行為基準の強制、あるいは森有礼による独特の軍隊教育の方法を採用した師範教育制度による「人間性の変容」などがその天皇制教育の実践者としての教師を造出する制度であった。

教育の体制は、天皇（国家）の権利であり、国民にとっては「臣民の義務」である、ということをも根本原理とするものである。この国家教育権を原理とする教育行政が、国家主義的・官僚主義的な特徴をもち、中央集権的な組織構造をもったことは当然である。また、地方には独自の教育行政組織がなく、一般行政組織のなかで教育行政が行われたこと、教育に関する法は、教育行政に適用された行政法としての「教育行政法」に他ならなかったことなどの事情から、教育行政は内務行政に從属していた。さらに、教育の自由、教育の自律などは、事実として存立しえなかつたばかりでなく、そのような観念を容認しうる余地もなかつたのである。

明治三〇年代に入って教育勅語教育法制の整備がすすみ、日本資本主義の発展にともなう国家の教育要求にみあった教育制度の拡充がはかられた。明治三三年には義務教育年限の四年について就学義務規定が強化されるとともに授業料不徴収の原則も定められ、また「教育費国庫補助法」の制定にみられる教育費の公費負担へのきざしもでてきた⑧。しかし国庫の乏しい当時、それは公学費総額の一〇%内外を含めるに過ぎな

かつたと云われる。また、この前年（明治三二年）には、「私立学校令」、「実業学校令」、「図書館令」工業学校規程、農業学校規程、商業学校規程、水産学校規程などが制定されている。このような教育制度の拡充は、第一次大戦後の新しい社会状況のもとで一段とその性格を明確にした。大正七年、「義務教育国庫負担法」の制定により教員給与の一部国庫負担が実現し、また新たに「大学令」が制定され、私立大学が認められ、高等教育機関の大拡張がすすめられた。他方、「陸軍現役将校学校配属令」にせめられる軍事教育の徹底など、いずれも新たな帝国主義の膨張政策が教育政策の基調となっている。これにたいして大正九年代から昭和五年代にかけて、労働者・農民の階級闘争が高揚し、人民の教育への権利の自覚が発展し、階級的な立場を明確にした教育労働者組合も組織され、人民の思想にたいした闘いが展開された。このような教育をめぐる階級的な対立の激化にたいして、昭和三年、大学・高校生の社会主義運動への参加を取り締まることを直接の動機として文部省に学生課が設けられた。

そしてその整備された中央組織は次のようなものであった⑨。



この思想取締りの政策と機構は学生部(昭和四年)、思想局(昭和九年)、教学局(昭和十二年)と強化され、教育全体にひろげられ、教育のファシヨンの支配に猛威をふるうことになった。こうして、真理に忠実ならんとした学者も学生も教員も行政的に抑圧されたばかりでなく、特高警察の逮捕、拷問によって生命を奪われる危険にさらされた。頭髪を伸ばしたら、喫茶店に寄ってさえも学生狩りと言って逮捕、拘禁された時代へと突入していった。筆者も当時学生であり、記憶に新しい所である。子どもを人間らしく育てようとした良心的な教師の多くが、さまざまな口実で治安維持法違反に問われ検挙、投獄されたのである。昭和一六年、義務年限を八年とする「国民学校令」が制定され、その教育内容も一見近代的な装いをこらしていたが、その本質は「皇国ノ道ニ則リテ」「国民ノ基礎的鍊成ヲ為ス」ファシズムの教育法制の完成を宣言するものであった。このファシズム教育が教育の自己否定にほかならないことは、数年を出ずに学徒動員、学童疎開、そして学徒出陣としてあらわれ、それは昭和二〇年の「戦時教育令」によってその教育破産を法制的に確認することになった。戦前の「天皇」国家の教育権を根本原理とする教育勅語教育体制が内包していた「反教育」の本質は、このおよそ七〇年の歴史のなかで事実において証明されているとみる論者もいる。

ところで戦争中の教育を引きずって行く機関らしく教学局がつくられたのは昭和一二年のことであった。

それは前々から教化動員の中心的機関たる役割をもっていた文部省の学生課と学生や教員の思想取締りの中心機関であった思想局と合わせて独立させたもので敗戦まで重要な役割を果たした。

第二節 日本国憲法(所謂新憲法)のもとでの教育法

一。戦後教育法規の改正

昭和二〇年八月十五日、我が国が無条件降伏するやいなやアメリカ軍を中心とする連合軍の日本占領が開始され、昭和二十一年三月末までの間に連合軍最高司令官マッカーサーの命令により教育の上でも極めて重要な変化がもたらされた。

今までの日本の教育や文化のうちに含まれていた軍国主義的超国家主義的傾向を取り去ることに力が注がれ教育についての指令や覚書が次々に出され教育の一大改革が行われることになった。

第二次世界大戦後の日本の教育改革は、「教育基本法制」とよばれるものをうみだした。これは、天皇制と明治憲法のもとでの、戦前日本の教育法制ともいべき「教育勅語法制」と対比される。

まず、戦後教育改革の歴史過程の特徴を、簡単に述べれば次の通りである。

敗戦直後の時点で、日本の支配者は、国民を侵略戦争にかりたてた戦争責任に無反省のまま、国体護持(天皇制維持)と教育勅語擁護を基本とする旧態依然たる教育政策をスタートさせた。しかし、連合国の初期民主化政策や、戦後再建された教育運動をはじめとする国民のきびしい批判を前に、教育政策は転換を余儀なくされ、憲法の教育条項(二六条)や教育基本法の制定をはじめ、教育改革の立案と実施へと進んでいくのである。

先づ、第一は、教育制度の運営の基本方針についての覚書など、日本教育制度を管理するためのいくつかの指令が出されたのが昭和二〇年一〇月二二日のことである。これ即ち連合国最高司令部指令―日本教育制度に対する管理政策である。

次は昭和二〇年一〇月三〇日連合国軍最高司令部指令―教育及び教育関係官の調査除外認可に関する件であり、これにより教職追放が施行されることとなった。

第三は昭和二〇年一二月一五日連合国軍最高司令部総司令部参謀副官

第三号―国家神道、神社神道に対する政府ノ保証支援、保全監督、並ニ公布の廃止に関する件

更に昭和二〇年一月三十一日に第四の指令連合国軍最高司令官総司令部参謀副省第八号一修身日本歴史及び地理停止に関する件

更に教育政策の実施内容を示すものとして次の米國教育使命団報告書（昭和二十一年三月三十一日）及び第二次訪日アメリカ教育使命団報告書（要旨）昭和二十五年九月二二日）があり我が國教育に少なからざる影響を与えたとみることが出来る。これは全体として日本の過去の教育における問題点を指摘しつつ、これに代わるべき民主的な教育の理念、方法、制度などを提言している^⑩。

二、民主主義自主教育の進展

所で、日本社会の民主化、教育の民主化とを共に発展させる力はどこに求められるだろうか。

それは日本国民自身であるべきであろう。

しかし、個人にとつて思えば様々であった古い教育に郷愁を感じている人、古いものから脱け出ようとしている人、日和見の人などであった。

しかし、教育の民主化に熱意をもっていたのは何と言つても教職員組合文教関係従業員組合等であった。文部省の職員組合でも昭和二十二年七月に官庁の民主化のため進んで行くことを誓っている。

ところが、こういう力の成長を、支配者たちは恐れた。口では民主化を唱えながら、職場や教育現場や日本社会の民主化には熱意はもっていなかった。

民主的な力とそれをおさえようとする力の戦いは今でも続いている。

しかし、連合軍の占領と新憲法の公布の下、種々の民主的改善がなされた。

先づ、日本国憲法は、教育基本法の公布と教育勅語の排除失効である。日本国憲法は、直接教育条項（二六条）を設け、基本的人権の一環として国民の教育を受ける権利を明記しているのをはじめ、学問の自由（二三条）など教育に関連する重要条項が多い。さらに、教育基本法（昭和二十二年三月）は日本の教育の重要な指標を掲げた画期的な法律であり、第一に、天皇制教学と国家主義教育・軍国主義を基本理念とした教育勅語を否定し、教育勅語にかわる新しい日本の教育宣言として成立したものである。第二に、それは、日本国憲法の基本精神を受け、憲法に内在する教育理念を具体的に明示したものである。

この原則は、教育勅語と教育立法の勅令主義の慣行を否定し、国民の代表者からなる国会における制定という民主的手続を重視したからにはかならない。この原則に従つて、教育基本法（一九四七）、学校教育法（同）、教育委員会法（旧法、一九四八）、社会教育法（一九四九）、国立学校設置法（同）、私立学校法（同）、文部省設置法（同）、教育公務員特例法（同）、教育職員免許法（同）などの重要教育法律が制定され、「教育基本法体制」が発足した。

この考え方を前提として、教育の機会均等原則（教基三条）が明記され、学校制度の単一化、九か年義務制（同四条）、六・三・三・四制（学教法）などが実現している。私立学校の公共性と自主性（私立学校法）、国民の自己教育・相互教育を本質とする社会教育の分野における、国民の教育の自由の一環としての社会教育の自由（社教法）の保障などが注目される^⑪。

とくに、教育基本法は、日本国憲法の平和主義と民主主義を積極的な教育目的とし、これによって、軍国主義的・国家主義的教育目的を排除しようとし、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」（前文）をかかげている。この見地から、次代の主権者である子どもにたいする政治教育の尊重（教基八条）が重視されるとともに、信教の自

由と政教分離にもとづき、国立学校における宗教活動の禁止（同九条）が明記されて新学校制度が発足したものであり、平和と民主主義権利として教育を受ける権利を明確にしていると言える画期的なものである。

注 ①黒田茂次 他編 明治学制沿革史 有明書房 付録 一頁。

②王城肇 著 日本教育発達史 三一書房 九頁。

王城肇教授は筆者の愛知大学における恩師であり、戦後間もない昭和二〇年代資料収集のため、古本屋を歩き回ってご指導を受けた。

「被仰出書」の要点は大体次の様なもので、当時としては大変進歩的なものであった。

イ 個人々々の立身出世、富貴栄達の土台は学問である。

ロ 教育は徳育（修身）、智育（開智）、芸育（才芸）に分けられる。

ハ 国民全部に教育を与えるべきこと。

ニ 実際に役に立つ学問を学ぶべきこと。

ホ 学費等は国民一人々々が負担すべきこと。

③王城肇 著 前掲書 一〇頁

黒田茂次 他編 前掲書 付録 四十一頁。

④教育研究会 編 教育法 ぎょうせい 一一頁。

⑤王城肇 著 前掲書 一七頁。

⑥文部省 学制百年史 ぎょうせい 二〇頁。

尾吹善人 他編 教育関係基本法規集 有斐閣新書 八七頁。

⑦黒田茂次 他編 前掲書 九九九頁。

⑧文郎省 前掲書 五七頁。

⑨王城肇 著 前掲書 一三七頁。

⑩文部省 前掲書 一一六頁。

⑪文部省 前掲書 一一九頁。